事業の概要

奈良国立文化財研究所は、昭和**27**年、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行うことを目的として 設置された。その特色は、すぐれた文化財が集中する地域において、文化財自体に即した研究を行うところにある。ま た文化財保護行政と密接な関連を有することも大きな特色で、研究成果がこれに反映し、結実したものも多い。

研究の対象は多岐にわたるが、(1)南都諸大寺をはじめとする近畿各地の社寺の調査研究 (2)平城宮跡・平城京跡の調査研究 (3)藤原宮跡及び飛鳥地域の古代遺跡の調査研究が現在の大きなテーマとなっている。研究は美術工芸・建造物・庭園・古文書・考古・歴史と広汎な分野に亘り、相互の協力によって文化財の研究に新しい分野を拓くとともに、写真測量・保存科学など科学技術的調査研究方法を取り入れている。

調査研究のほか、平城宮跡を「遺跡博物館」(サイトミュージアム)として保存整備するための整備事業を進めており、 平城宮跡資料館や覆屋の設置、基壇の復元などを行い、一般の見学に供している。また飛鳥地方の保存に関する閣議決 定に基づき、明日香村に飛鳥資料館を建設し、昭和50年開館、飛鳥地域の考古・歴史等の資料を収集展示している。

また現在の急務である埋蔵文化財の保存対策の強化に資するため、昭和**49**年度に埋蔵文化財センターが設置され、 埋蔵文化財の調査研究、地方公共団体等の発掘技術者の研修、専門的技術的指導等を行っている。

沿 革

昭和26.10.6	奈良文化財研究所設置準備規程(文化財保護委員会裁定第11号)により設置準備会発足。
27.4.1	文化財保護委員会の附属機関として奈良文化財研究所(庶務室、美術工芸研究室、建造物研
	究室、歴史研究室)設置。
29.6.29	奈良国立文化財研究所と改称。
35.10.15	平城宮跡に発掘調査事務所設置。
36.9.15	庶務室は庶務課となる。
38.4.10	平城宮跡発掘調査部が設けられる。
39.3.12	同調査部に第一~第三調査室、保存整理室、史料調査室を置く。
40.3.31	同調査部に新たに第四調査室を置く。
43.6.15	文化庁発足、その附属機関となる。
45.4.15	平城宮跡資料館開館。
45.4.17	平城宮跡発掘調査部の組織を考古第一~考古第三調査室、遺構調査室、計測修景調査室、史
	料調査室、飛鳥藤原宮跡調査室と改める。
48.4.12	会計課、飛鳥藤原宮跡発掘調査部(第一調査室、第二調査室)、 飛鳥資料館(庶務室、学芸
	室)設置。
49.4.11	庶務部(庶務課、会計課)、埋蔵文化財センダー(教務室、考古計画研究室、測量研究室)
	設置。
50.3.15	飛鳥資料館開館。
50.4.2	埋蔵文化財センターに研究指導部設置。同部に遺物処理研究室新設。
51.5.10	埋蔵文化財センター研究指導部に集落遺跡研究室新設。